

# 定 款

特定非営利活動法人 Nishimoka Dream

# 特定非営利活動法人 Nishimoka Dream 定款

## 第1章 総則

(名 称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人 Nishimoka Dream という。

(事 務 所)

第2条 この法人は、事務所を栃木県真岡市高勢町3丁目203番地1に置く。

## 第2章 目的及び事業

(目 的)

第3条 この法人は、教育環境等に課題を抱える家庭や学校に居場所のない児童等に対して、当該児童の居場所となる場を開設し、児童とその家庭が抱える様々な課題に応じて、生活習慣の形成や学習のサポート、進路等の相談支援、食事の提供等を行うとともに、児童及びその家庭の状況をアセスメントし、関係機関へのつなぎを行う等の個々の児童の状況に応じた支援を包括的に提供することにより、虐待を防止し、児童の最善の利益の保障と健全な育成を図ることを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この会は、会の目的を達成するため、次の種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 子どもの健全育成を図る活動
- (2) 社会教育の推進を図る活動
- (3) 男女共同参画社会の形成の促進を図る活動
- (4) まちづくりの推進を図る活動
- (5) 人権の擁護又は平和の推進を図る活動

(事 業)

第5条 この法人は、その目的を達成するために、特定非営利活動に係る事業として、次の事業を行う。

- (1) 児童育成支援拠点事業
- (2) 子ども食堂の運営に関する事業
- (3) その他本法人の目的を達成するために必要な事業

## 第3章 会員

(会員の種類)

第6条 この法人の会員は、次の2種類とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という）上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人及び団体
- (2) 賛助会員 この法人の目的に賛同し、この会の事業を賛助するために入会

## した個人及び団体

### (会員の入会)

第7条 会員は、次に掲げる条件を備えなければならない。

- 2 会員として入会しようとする者は、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとし、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。
- 3 理事長は前項の者の入会を認めないときは、速やかに理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

### (入会金及び会費)

第8条 会員は、総会で別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

### (会員資格の喪失)

第9条 会員が次の各号のいずれかに該当するときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届を提出したとき
- (2) 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき
- (3) 継続して2年以上会費を滞納したとき
- (4) 除名されたとき

### (退会)

第10条 会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

### (除名)

第11条 会員が次の各号一つに該当するときは、総会の議決によりこれを除名することができる。この場合、その会員に対し、事前に弁明の機会を与えなければいけない。

- (1) この定款等に違反したとき
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき

### (抛出金品の不返還)

第12条 既に納入した入会金、会費及びその他の抛出金品は、これを返還しない。

## 第4章 役員

### (役員および定数)

第13条 この法人に次の役員を置く。

- (1) 理事3人以上10人以内
- (2) 監事1人以上3人以内
- 2 理事のうち1人を理事長、若干名を副理事長とする。

### (役員の選任)

第14条 理事及び監事は、総会において正会員の中から選任する。

- 2 理事長及び副理事長は、理事の互選とする。
- 3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。
- 4 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

(職務)

第15条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

- 2 理事長以外の理事は、法人の業務について、この法人を代表しない。
- 3 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときは、理事長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。
- 4 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。
- 5 監事は、次に掲げる職務を行う。
  - (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
  - (2) この法人の財産の状況を監査すること。
  - (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。
  - (4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること
  - (5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

(任期)

第16条 役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 前項の規定にかかわらず、後任の役員が選任されない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を伸長する。
- 3 補欠のため、又は増員により就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の残任期間とする。
- 4 役員は、辞任又は任期満了の後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(役員の補充)

第17条 役員又は監事のうちその定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅延なくこれを補充しなければならない。

(役員の解任)

第18条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、理事会の議決によりこれを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 職務の遂行に堪えない状況にあると認められるとき
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき

(報酬)

- 第19条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。
- 2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
  - 3 前2項に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

## 第5章 総会

(種別)

- 第20条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会とする。

(構成)

- 第21条 総会は、正会員をもって構成する。

(機能)

- 第22条 総会は、以下の項目について議決する。
- (1) 定款の変更
  - (2) 事業計画及び活動予算の承認並びにその変更
  - (3) 事業報告、活動決算の承認
  - (4) 役員の選任及び解任、職務、報酬
  - (5) 入会金及び会費の額
  - (6) 借入金（その事業年度内の収入をもって償還する短期借入金を除く。第48条において同じ。）その他新たな義務の負担及び権利の放棄
  - (7) 合併及び解散
  - (8) 事務局の組織及び運営
  - (9) その他運営に関する重要事項

(開催)

- 第23条 通常総会は、毎事業年度1回開催する。
- 2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。
    - (1) 理事会において臨時総会の招集を決議したとき
    - (2) 正会員総数の5分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき
    - (3) 第15条第5項第4号の規定により、監事から招集があったとき

(招集)

- 第24条 総会は、前条第2項第3号の場合を除き、理事長が招集する。
- 2 理事長は、前条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。
  - 3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法をもって、少なくとも開催日の5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第25条 総会の議長は、その総会に出席した正会員の中から選任する。

(定足数)

第26条 総会は、正会員総数の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第27条 総会における議決事項は、第24条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする

- 2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 3 理事又は正会員が総会の目的である事項に付いて提案した場合において、正会員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の総会の決議があったものとみなす。

(表決権等)

第28条 各正会員の表決権は、平等なものとする。

- 2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面若しくは電磁的方法をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。
- 3 前項の規定により表決した正会員は、第26条、第27条第2項、第29条第1項、第2号及び第49条の適用については、総会に出席したものとみなす。
- 4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第29条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 開催日時及び場所
  - (2) 正会員総数及び出席者数（書面若しくは電磁的方法による表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。）
  - (3) 審議事項
  - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
  - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2名以上が記名、押印しなければならない。
  - 3 前2項の規定に関わらず、正会員全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたことにより、総会の決議があったものとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
    - (1) 総会の決議があったものとみなされた事項の内容
    - (2) 前項の事項の提案をした者の氏名又は名称
    - (3) 総会の決議があったものとみなされた日
    - (4) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

## 第6章 理事会

(構成)

第30条 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

第31条 理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(開催)

第32条 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき
- (2) 理事総数の3分2以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき
- (3) 第15条第5項第5号の規定により、監事から招集の請求があったとき

(招集)

第33条 理事会は理事長が招集する

- 2 理事長は、前条第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その日から10日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法をもって、少なくとも開催日の3日前までに通知しなければならない。

(議長)

第34条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(議決)

第35条 理事会における議決事項は、第33条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

- 2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(表決権等)

第36条 各理事の表決権は、平等なものとする。

- 2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面又は電磁的方法をもって表決することができる。
- 3 前項の規定により表決した理事は、前条第2項及び次条第1項第2号の適用については、理事会に出席したものとみなす。
- 4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に

加わることができない。

(議事録)

第37条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面による表決者にあつては、その旨を付記すること。）

(3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要及び議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が記名、押印しなければならない。

## 第7章 資産及び会計

(資産の構成)

第38条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

(1) 設立の時の財産目録に記載された資産

(2) 入会金及び会費

(3) 寄付金品

(4) 事業に伴う収益

(5) 財産から生じる収益

(6) その他の収益

(資産の区分)

第39条 この法人の資産は、特定非営利活動に係る事業に関する資産のみとする。

(資産の管理)

第40条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

(会計の原則)

第41条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

(会計区分)

第42条 この法人の会計は、特定非営利活動に係る事業に関する会計の1種とする。

(事業計画及び活動予算)

第43条 この法人の事業計画及び活動予算は、理事長が作成し、総会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第44条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、



理事長は理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益費用を講じることができる。

2 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

(予算及び事業計画の追加又は更正)

第45条 予算議決後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算及び事業計画の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第46条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上、余剰金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第47条 この法人の事業年度は、毎年3月1日に始まり翌年2月末日に終わる。

(臨機の措置)

第48条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入その他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

## 第8章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第49条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の4分の3以上の多数による議決を経、かつ、法第25条第3項に規定する以下の事項を変更する場合、所轄庁の認証を得なければならない。

- (1) 目的
- (2) 名称
- (3) その行う特定非営利活動の種類及び当該特定非営利活動に係る事業の種類
- (4) 主たる事務所及びその他の事業所の所在地(所轄庁変更を伴うものに限る。)
- (5) 社員の資格の得喪に関する事項
- (6) 役員に関する事項(役員の定数に関する事項を除く。)
- (7) 会議に関する事項
- (8) その他の事業を行う場合における、その種類その当該その他の事業に関する事項
- (9) 解散に関する事項(残余財産の帰属すべき事項に限る。)
- (10) 定款の変更に関する事項

(解散)

第50条 この法人は、次に掲げる理由により解散する。

- (1) 総会の決議

- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 正会員の欠亡
- (4) 合併
- (5) 破産手続開始の決定
- (6) 所轄庁による設立の認証の取り消し
- 2 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の4分の3以上の承認を得なければならない。
- 3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第51条 この法人が解散（合併又は破産手続開始の決定による解散を除く）したときに残存する財産は、法第11条第3項に掲げる者のうち、総会で議決したものに譲渡するものとする。

(合併)

第52条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ所轄庁の認証を得なければならない。

## 第9章 公告の方法

(公告の方法)

第53条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。ただし、法第28条2第1項に規定する貸借対照表の公告については、この法人のホームページに掲載して行う。

## 第10章 事務局

(事務局の設置等)

第54条 この法人に、この法人の事務を処理するため、事務局を置く。

- 2 事務局には、事務局長その他の職員を置く。
- 3 事務局長及びその他の職員は、理事長が任免する。
- 4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

## 第11章 雑則

(細則)

第55条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

## 附則

- 1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。

2 この法人の設立時当初の役員は、次に掲げる者とする。

|      |    |    |
|------|----|----|
| 理事長  | 仲島 | 大輔 |
| 副理事長 | 眞塩 | 一樹 |
| 理事   | 高橋 | 雅一 |
| 同    | 工藤 | 紀子 |
| 監事   | 石川 | うた |

3 この法人の設立当初の役員の任期は、第16条第1項の規定にかかわらず、この法人の成立の日から令和8年5月31日までとする。

4 この法人の設立当初の事業計画及び活動予算は、第43条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。

5 この法人の設立当初の事業年度は、第47条の規定にかかわらず、この法人の成立の日から令和8年2月28日までとする。

6 この法人の設立当初の入会金及び会費は、第8条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

|          |    |     |    |     |         |
|----------|----|-----|----|-----|---------|
| (1) 正会員  | 個人 | 入会金 | 0円 | 年会費 | 10,000円 |
|          | 個人 | 入会金 | 0円 | 年会費 | 10,000円 |
| (2) 賛助会員 | 個人 | 入会金 | 0円 | 年会費 | 10,000円 |
|          | 個人 | 入会金 | 0円 | 年会費 | 10,000円 |

# 役 員 名 簿

特定非営利活動法人 Nishimoka Dream

| 役 名 | 氏 名                | 住所又は居所 | 役員報酬の有<br>無 | 備 考  |
|-----|--------------------|--------|-------------|------|
| 理 事 | なかじま だいすけ<br>仲島 大輔 |        | 無し          | 理事長  |
| 理 事 | ましお かずき<br>真塩 一樹   |        | 無し          | 副理事長 |
| 理 事 | たかはし まさかず<br>高橋 雅一 |        | 無し          |      |
| 理 事 | くどう のりこ<br>工藤 紀子   |        | 無し          |      |
| 監 事 | いしかわ うた<br>石川 うた   |        | 無し          |      |

## 設立趣旨書

### 1 趣旨

設立発起人である中島大輔は、令和3年11月に真岡市高勢町に西真岡子供クリニックを開院致しました。母校である獨協医科大学病院、自治医科大学病院、地域の基幹病院である芳賀赤十字病院、また多くの地域クリニックの先生方と連携し地域の子供たちの医療に貢献できるよう努力して参りました。

そうした地域の子供たちの医療に携わりながら、教育環境等に課題を抱える家庭や学校に居場所のない児童等に対して、児童の居場所となる場を提供することや児童とその家庭が抱える様々な課題に応じて、生活習慣の形成や学習のサポートすることの必要性を強く感じました。日頃から地域の子供たちへの地域医療について賛同いただける皆様のご協力のもとに、居場所の無い教育環境に問題のある子供たちの力になるために、特定非営利法人 Nshimoka Deerm の設立を決意しました。

地元真岡市子供たちのためにご協力をお願い致します。

### 2 申請に至るまでの経過

|      |       |    |               |
|------|-------|----|---------------|
| 令和6年 | 4月    | 1日 | 法人設立のための準備会発足 |
| 令和7年 | 2月    | 1日 | 設立準備会の開催      |
| 令和7年 | 9月19日 |    | 設立総会の開催       |

令和7年 9月19日

特定非営利活動法人 Nishimoka Dream

設立代表者 氏名 中島 大輔

7年度 事業計画書  
(法人成立の日から令和8年 2月28日まで)

特定非営利活動法人 Nishimoka Dream

1 事業実施の方針

法人設立初年度にあたり、地域社会に法人の活動を認知していただくための活動を積極的に行いながら、療育環境に課題を抱える子供たちのために安心できる居場所を提供できるよう、児童育成支援事業及び子供食堂の運営に関する事業の開設と運営について、関係機関と連携をとりながら広く周知活動を行い、地域社会に貢献できるよう努めます。

2 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

| 事業名            | 事業内容                                                                                     | 実施日時                                                       | 実施場所       | 従事者の人数 | 受益対象者の範囲及び人数            | 予算額(千円)  |
|----------------|------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------|------------|--------|-------------------------|----------|
| 児童育成支援拠点事業     | 療育環境等に課題を抱える家庭や学校に居場所の無い児童等に対して、当該児童の居場所となる場を提供する。<br>生活習慣の形成や学習のサポート、進路等の相談支援、食事の提供等を行う | 開催日<br>夏季・冬季・春季の長期休暇を除く月曜日から土曜日<br><br>開催時間<br>10:00～20:00 | 真岡市東沼657番地 | 6人     | 困難を抱える地域すべての子供<br>定員20名 | 10,679千円 |
| 子ども食堂の運営に関する事業 | 無料又は安価で食事を提供する。子供の居場所づくり及び地域交流を促進する。                                                     | 月2回                                                        | 真岡市東沼657番地 | 3人     | 困難を抱える地域すべての子供<br>1回30食 | 191千円    |
|                |                                                                                          |                                                            |            |        |                         |          |
|                |                                                                                          |                                                            |            |        |                         |          |

(2) その他の事業

| 事業名 | 事業内容 | 実施日時 | 実施場所 | 従事者の人数 | 予算額(千円) |
|-----|------|------|------|--------|---------|
| なし  |      |      |      |        |         |

8年度 事業計画書  
(令和8年 3月 1日から令和9年 2月28日まで)

特定非営利活動法人 Nishimoka Dream

1 事業実施の方針

法人設立次年度にあたり、初年度に引き続き地域社会に法人の活動を認知していただくための活動を積極的に行う。

初年の事業実施に関する経験を踏まえ改善点を整理し療育環境に課題を抱える子供たちのために安心できる居場所を提供できるよう改善を行う。

児童育成支援事業及び子供食堂の運営に関する事業の開設と運営について、関係機関と連携をとりながら広く周知活動を行い、地域社会に貢献できるようより一層努めます。

2 事業の実施に関する事項

(3) 特定非営利活動に係る事業

| 事業名            | 事業内容                                                                                     | 実施日時                                                       | 実施場所       | 従事者の人数 | 受益対象者の範囲及び人数            | 予算額(千円)  |
|----------------|------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------|------------|--------|-------------------------|----------|
| 児童育成支援拠点事業     | 療育環境等に課題を抱える家庭や学校に居場所の無い児童等に対して、当該児童の居場所となる場を提供する。<br>生活習慣の形成や学習のサポート、進路等の相談支援、食事の提供等を行う | 開催日<br>夏季・冬季・春季の長期休暇を除く月曜日から土曜日<br><br>開催時間<br>10:00～20:00 | 真岡市東沼657番地 | 6人     | 困難を抱える地域すべての子供<br>定員20名 | 32,039千円 |
| 子ども食堂の運営に関する事業 | 無料又は安価で食事を提供する。子供の居場所づくり及び地域交流を促進する。                                                     | 月2回                                                        | 真岡市東沼657番地 | 3人     | 困難を抱える地域すべての子供<br>1回30食 | 574千円    |
|                |                                                                                          |                                                            |            |        |                         |          |
|                |                                                                                          |                                                            |            |        |                         |          |

(4) その他の事業

| 事業名 | 事業内容 | 実施日時 | 実施場所 | 従事者の人数 | 予算額(千円) |
|-----|------|------|------|--------|---------|
| なし  |      |      |      |        |         |

《初年度 活動予算書》

7年度 活動予算書  
( 法人成立の日 から 8年 2月28日まで )

特定非営利活動法人

Nishimoka Dream

(単位:円)

| 科 目          | 金 額          |          |            |            |
|--------------|--------------|----------|------------|------------|
|              | (児童育成支援拠点事業) | (子供食堂事業) |            |            |
| I 経常収益       |              |          |            |            |
| 1 受取会費       |              |          |            |            |
| 正会員受取会費      | 200,000      | 0        |            |            |
| 賛助会員受取会費     | 0            | 0        | 200,000    |            |
| 2 受取寄附金      |              |          |            |            |
| 受取寄附金        | 0            | 191,300  | 191,300    |            |
| 3 受取助成金等     |              |          |            |            |
| 受取民間助成金      | 10,679,200   | 0        | 10,679,200 |            |
| 4 事業収益       |              |          |            |            |
| 児童育成支援拠点事業収益 |              |          |            |            |
| 子ども食堂事業収益    |              |          | 0          |            |
| 5 その他収益      |              |          |            |            |
| 受取利息         | 1,000        |          | 1,000      |            |
| 雑収益          |              |          |            |            |
| 経常収益計        |              |          |            | 11,071,500 |
| II 経常費用      |              |          |            |            |
| 1 事業費        |              |          |            |            |
| (1)人件費       |              |          |            |            |
| 役員報酬         |              |          |            |            |
| 給料手当         | 6,839,600    | 115,300  |            |            |
| 法定福利費        |              |          |            |            |
| 退職給付費用       |              |          |            |            |
| 福利厚生費        |              |          |            |            |
| 人件費計         | 6,839,600    | 115,300  |            |            |
| (2)その他経費     |              |          |            |            |
| 食材料費         | 2,513,200    | 36,000   |            |            |
| 会議費          |              |          |            |            |
| 旅費交通費        |              |          |            |            |
| 減価償却費        |              |          |            |            |
| 支払利息         |              |          |            |            |
| 送迎外注費        | 320,000      |          |            |            |
| 消耗品費         | 200,000      |          |            |            |
| 燃料費          | 120,000      |          |            |            |
| その他          | 200,000      | 40,000   |            |            |
| その他経費計       | 3,353,200    | 76,000   |            |            |
| 事業費計         |              |          | 10,384,100 |            |
| 2 管理費        |              |          |            |            |
| (1)人件費       |              |          |            |            |
| 役員報酬         | 200,000      |          |            |            |
| 給料手当         |              |          |            |            |
| 法定福利費        |              |          |            |            |
| 退職給付費用       |              |          |            |            |
| 福利厚生費        |              |          |            |            |
| 人件費計         | 200,000      | 0        |            |            |
| (2)その他経費     |              |          |            |            |
| 会議費          |              |          |            |            |
| 旅費交通費        |              |          |            |            |
| 印刷製本費        | 100,000      |          |            |            |
| 通信運搬費        | 120,000      |          |            |            |
| 保険料          | 66,400       |          |            |            |
| 減価償却費        |              |          |            |            |
| 支払利息         |              |          |            |            |
| その他経費計       | 286,400      | 0        |            |            |
| 管理費計         |              |          | 486,400    |            |
| 経常費用計        |              |          |            | 10,870,500 |
| 当期経常増減額      |              |          |            | 201,000    |
| 当期正味財産増減額    |              |          |            | 201,000    |
| 設立時正味財産額     |              |          |            | 0          |
| 次期繰越正味財産額    |              |          |            | 201,000    |



# 《次年度 活動予算書》

8年度 活動予算書  
( 8年3月 1日から 9年 2月28日まで )

特定非営利活動法人

Nishimoka Dream

(単位:円)

| 科 目         | 金 額          |          |            |            |
|-------------|--------------|----------|------------|------------|
| I 経常収益      | (児童育成支援拠点事業) | (子供食堂事業) |            |            |
| 1 受取会費      |              |          |            |            |
| 正会員受取会費     | 200,000      | 0        |            |            |
| 賛助会員受取会費    | 0            | 0        | 200,000    |            |
| 2 受取寄附金     |              |          |            |            |
| 受取寄附金       | 0            | 214,000  | 214,000    |            |
| 3 受取助成金等    |              |          |            |            |
| 受取民間助成金     | 32,039,000   | 360,000  | 32,399,000 |            |
| 4 事業収益      |              |          |            |            |
| 児童育成支援拠点事業収 |              |          |            |            |
| 子ども食堂事業収益   |              |          | 0          |            |
| 5 その他収益     |              |          |            |            |
| 受取利息        | 2,000        |          | 2,000      |            |
| 雑収益         |              |          |            |            |
| 経常収益計       |              |          |            | 32,815,000 |
| II 経常費用     |              |          |            |            |
| 1 事業費       |              |          |            |            |
| (1)人件費      |              |          |            |            |
| 役員報酬        |              |          |            |            |
| 給料手当        | 20,519,000   | 346,000  |            |            |
| 法定福利費       |              |          |            |            |
| 退職給付費用      |              |          |            |            |
| 福利厚生費       |              |          |            |            |
| 人件費計        | 20,519,000   | 346,000  |            |            |
| (2)その他経費    |              |          |            |            |
| 食材料費        | 7,540,000    | 108,000  |            |            |
| 会議費         |              |          |            |            |
| 旅費交通費       |              |          |            |            |
| 減価償却費       |              |          |            |            |
| 支払利息        |              |          |            |            |
| 送迎外注費       | 960,000      |          |            |            |
| 消耗品費        | 600,000      |          |            |            |
| 燃料費         | 360,000      |          |            |            |
| その他         | 600,000      | 120,000  |            |            |
| その他経費計      | 10,060,000   | 228,000  |            |            |
| 事業費計        |              |          | 31,153,000 |            |
| 2 管理費       |              |          |            |            |
| (1)人件費      |              |          |            |            |
| 役員報酬        |              |          |            |            |
| 給料手当        | 600,000      |          |            |            |
| 法定福利費       |              |          |            |            |
| 退職給付費用      |              |          |            |            |
| 福利厚生費       |              |          |            |            |
| 人件費計        | 600,000      | 0        |            |            |
| (2)その他経費    |              |          |            |            |
| 会議費         |              |          |            |            |
| 旅費交通費       |              |          |            |            |
| 印刷製本費       | 300,000      |          |            |            |
| 通信運搬費       | 360,000      |          |            |            |
| 保険料         | 200,000      |          |            |            |
| 減価償却費       |              |          |            |            |
| 支払利息        |              |          |            |            |
| その他経費計      | 860,000      | 0        |            |            |
| 管理費計        |              |          | 1,460,000  |            |
| 経常費用計       |              |          |            | 32,613,000 |
| 当期経常増減額     |              |          |            | 202,000    |
| 当期正味財産増減額   |              |          |            | 202,000    |
| 前期繰越正味財産額   |              |          |            | 201,000    |
| 次期繰越正味財産額   |              |          |            | 403,000    |